



# 調布市地球温暖化対策 実行計画（区域施策編）

令和3（2021）年度 ▶ 令和12（2030）年度

（素案）

調 布 市

# 目次

---

<b>第1章 計画の基本的事項</b> .....	<b>1</b>
1. 1 計画策定の背景.....	1
(1) 地球温暖化の現状.....	1
(2) 地球温暖化対策をめぐる近年の動向.....	3
(3) 策定の視点.....	5
1. 2 計画の概要.....	6
(1) 計画の目的.....	6
(2) 位置付け.....	6
(3) 計画期間.....	7
(4) 対象とする地域・温室効果ガス.....	7
(5) 部門の設定.....	8
<b>第2章 調布市の地域特性と地球温暖化対策の課題</b> .....	<b>9</b>
2. 1 地域特性.....	9
(1) 人口・世帯数の動向.....	9
(2) 土地利用.....	10
(3) 産業.....	11
(4) 交通.....	12
(5) 廃棄物.....	12
2. 2 温室効果ガス排出量（二酸化炭素）及びエネルギー消費量の動向.....	14
(1) 温室効果ガス排出量の算定方法.....	14
(2) 温室効果ガス排出量の現状.....	15
2. 3 調布市におけるこれまでの取組.....	19
(1) 前計画の施策体系及び各施策の主な実績.....	19
(2) 削減目標の達成状況.....	25
2. 4 地域特性を踏まえた今後の課題.....	26
<b>第3章 計画の目標</b> .....	<b>28</b>
3. 1 めざす将来像.....	28
3. 2 削減目標.....	29
(1) 将来推計.....	29
(2) 削減目標.....	30
3. 3 削減目標の達成に向けて.....	32
(1) 目標達成に向け各部門がめざす目標.....	32
(2) 削減目標達成に向けた市民・事業者の取組目標.....	33

<b>第4章 施策・取組</b> .....	<b>35</b>
4.1 施策の体系.....	35
4.2 施策・取組.....	36
施策1 脱炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルの普及.....	36
施策2 再生可能エネルギー等の活用推進.....	42
施策3 スマートシティの実現.....	44
施策4 循環型社会の形成.....	48
施策5 気候変動への適応.....	52
<b>第5章 計画の推進</b> .....	<b>56</b>
5.1 推進体制.....	56
(1) 市の推進体制.....	56
(2) 協働の推進体制.....	56
5.2 進行管理.....	57
(1) 計画の策定 (Plan) .....	57
(2) 計画の実行 (Do) .....	57
(3) 計画の点検・評価 (Check) .....	57
(4) 計画の見直し (Action) .....	57
<b>資料編</b> .....	<b>59</b>
1 計画策定の経過と体制.....	60
(1) 計画策定の経過.....	60
(2) 計画策定の体制.....	61
2 用語集.....	63



# 第1章 計画の基本的事項

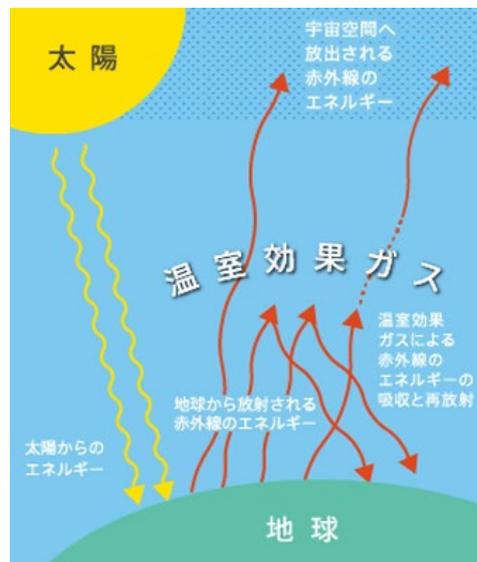
## 1. 1 計画策定の背景

### (1) 地球温暖化の現状

地球温暖化とは、人間の活動が活発になるにつれて「温室効果ガス」が大気中に大量に放出され、地球全体の平均気温が急激に上がり始めている現象のことをいいます。

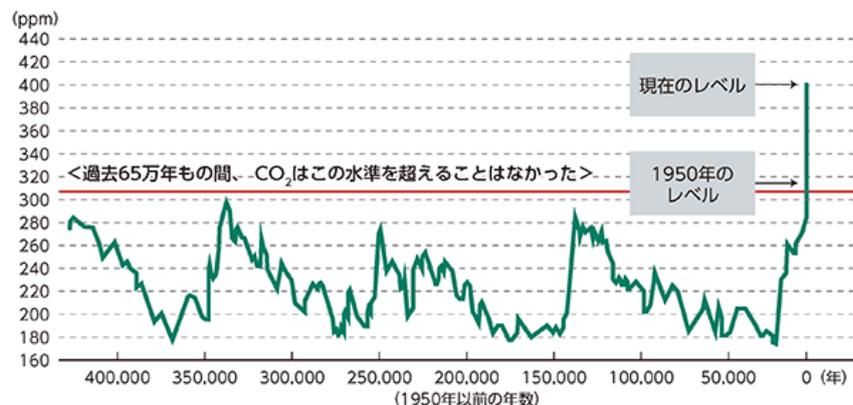
温室効果ガスの中で極めて量が多い二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の大気中の濃度は、産業革命以降急激に増えており、現在の平均濃度は400ppmを超えています。

温室効果ガスは自然にも存在するものですが、過度に温室効果ガスが増えると、それに伴い気温も上昇し、私たちの生活にも影響を与えることになります。



地球温暖化のメカニズム

出典：COOL CHOICE ホームページ



資料：アメリカ航空宇宙局（NASA）ホームページ（<https://climate.nasa.gov/evidence/>）より環境省作成

### 大気中のCO<sub>2</sub>の平均濃度の推移

出典：「令和2年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第5次評価報告書（2013～2014年）によると、陸域と海上を合わせた世界平均地上気温は、1880年から2012年の間に0.85℃上昇しました。最近30年の各10年間は、1850年以降のどの10年間よりも高温を記録しています。

IPCC第5次評価報告書では、20世紀末頃（1986年～2005年）と比べて、有効な温暖化対策をとらなかった場合、21世紀末（2081年～2100年）の世界の平均気温は、2.6～4.8℃上昇する可能性が高いと予測しています。

IPCC「1.5℃特別報告書」では、温暖化の影響は1.5度の上昇でも大きいのが2度になると更に深刻になり、1.5度未満の抑制が必要であると訴えています。

地球温暖化によるここ数十年の気候変動は、人間の生活や自然の生態系に様々な影響を与えています。たとえば、氷河の融解や海面水位の変化、洪水や干ばつなどの影響、陸上や海の生態系への影響、食料生産や健康など人間への影響が観測され始めています。

このため、地球温暖化の原因となる温室効果ガス排出量を減らす「緩和策」と同時に、現在または将来予測される気候変動による被害の回避・軽減を図る「適応策」を進めることが必要とされています。



緩和と適応の関係

出典：令和元年版 環境・循環型社会・生物多様性白書

## 気候変動の影響例

健康への影響	熱中症、デング熱等の危険性の増大 	農業への影響	農作物の品質、収量の低下 
雨の降り方の変化に伴う自然災害の増加	土砂災害、水害の危険性の増大 	自然生態系への影響	希少な動植物の絶滅の可能性 

(気候変動適応情報プラットフォームで公開されている素材を使用して作成)

## (2) 地球温暖化対策をめぐる近年の動向

### ① 国際的動向

令和2（2020）年以降の気候変動対策の国際的枠組みである「パリ協定」が、平成28（2016）年に発効しました。パリ協定は、世界の平均気温上昇を産業革命前と比較して2℃よりも十分に低く抑えるとともに、1.5℃に抑えるための努力を追求すること、長期目標として、今世紀後半に世界全体の人為的温室効果ガス排出量を人為的な吸収量の範囲に収めることを掲げています。

また、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された「持続可能な開発目標」（SDGs）では、17のゴールの中に、「気候変動」（ゴール13）、「エネルギー」（ゴール7）など、地球温暖化対策に関連する目標を設定しているなど、地球温暖化対策は国際的に喫緊の課題となっています。

#### 【コラム】「持続可能な開発目標」（SDGs）

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）は、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された令和12（2030）年までの国際目標です。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17のゴール（目標）と169のターゲットから構成されています。

国の第五次環境基本計画では、SDGsを背景に、環境・経済・社会の統合的課題解決をより一層推進していくことが示されました。また、持続的な企業価値の向上の観点から、SDGsを経営の中に取り込む動きが広がっており、こうした取組を積極的に進める企業を選別して投資する「ESG投資」も活発化しています。

### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGsの17の目標（ゴール）

出典：国際連合広報センターホームページ

## ② 国の動向

国内では、平成 28（2016）年 5 月に国の「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、温室効果ガス削減目標として「2030 年度に 2013 年度比で 26%減（2005 年度比 25.4%減）」を目指すことが示されました。

また、平成 30（2018）年に「気候変動適応法」が公布され、これに基づく「気候変動適応計画」が閣議決定されました。この中で、地方公共団体の具体的役割として、地域における適応の推進及び地域の関係者の適応促進を図っていくことが求められています。

さらに、温室効果ガス排出の長期削減に向けた考え方として、令和元（2019）年 6 月に閣議決定された「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」では、最終到達点として温室効果ガスの排出量が実質ゼロとなる「脱炭素社会」を目指すという野心的なビジョンが示されました。

こうした動きの中で、令和 2（2020）年 10 月には、内閣総理大臣が所信表明演説において「2050 年までに温室効果ガス排出実質ゼロ」を宣言しました。また、2050 年二酸化炭素排出実質ゼロに取り組む「2050 年ゼロカーボンシティ」の表明や、「再エネ 100 宣言 RE Action」を行う地方公共団体も増えつつあります。

## ③ 東京都の動向

東京都では、「東京都環境基本計画」（平成 28（2030）年 3 月）において、「2030 年までに、東京の温室効果ガス排出量を 2000 年比で 30%削減する」（2013 年比で 38%削減に相当）という温室効果ガスの削減目標を掲げ、大規模・中小規模事業所における対策、家庭における対策等を進めてきました。

令和元（2019）年 5 月には、「世界の大都市の責務として平均気温の上昇を 1.5℃に抑えることを追求し、2050 年までに CO<sub>2</sub> 排出実質ゼロに貢献する『ゼロエミッション東京』を実現すること」を公表し、その実現に向けたビジョンと具体的な取組・ロードマップをまとめた「ゼロエミッション東京戦略」が令和元（2019）年 12 月に策定されました。

東京都はこの中で、気候変動の緩和策と適応策を総合的に展開すること、資源循環分野を本格的に気候変動対策に位置付けること、省エネルギー・再生可能エネルギーの拡大策に加えあらゆる分野の取組を強化することを戦略の視点とし、再生可能エネルギーの基幹エネルギー化、ゼロエミッションビルの拡大、自動車のゼロエミッション化、プラスチック対策などの取組を進めていくとしています。

### (3) 策定の視点

調布市では、平成22(2010)年3月に策定した「調布市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」に基づき、市民一人ひとりが温室効果ガス(二酸化炭素)の削減に取り組むことによって、豊かな自然環境を守り、低炭素な循環型社会を築いていくという方針のもと、家庭や事業所における省エネルギー化、環境に配慮した行動の実行を促す取組を進めてきました。

この間にも、パリ協定の発効を背景に、国や東京都は温室効果ガスの新たな削減目標や計画を示すとともに、気候変動による影響の顕在化や国による気候変動適応法の制定など、地球温暖化対策をめぐる動向は大きく変化しています。

さらに、令和2(2020)年に発生した新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、テレワークの普及をはじめ、市民の暮らし方、働き方や経済社会システムも変わりつつあります。

以上の背景を踏まえ、これまでの市民、事業者、市による取組の積み重ねを活かしつつ、地球温暖化をめぐる近年の様々な動向を反映し、次の視点に立って新たな「調布市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」(以下「本計画」という。)を策定します。

#### <策定の視点>

##### ① パリ協定後の国、東京都の削減目標を踏まえた、新たな目標を設定する

国の「地球温暖化対策計画」や、その後、国や東京都が打ち出した2050年に二酸化炭素排出実質ゼロを目指す「脱炭素化」の姿勢を踏まえ、新たな削減目標を設定します。

##### ② SDGsへの貢献、最終到達点としての脱炭素社会を見据えた取組を推進する

SDGsの目標(ゴール)の達成、脱炭素社会の実現に貢献していくことをめざし、再生可能エネルギーの利用拡大、省エネルギー化の更なる促進、水素社会に向けた取組等を推進します。

##### ③ 気候変動による影響への対応(適応策)を進める

気候変動との関連性が指摘されている風水害の激甚化、気温上昇に伴う熱中症の危険性の増大や夏季における屋外の暑熱環境の悪化等に対する適応策を進めます。

##### ④ 調布市の温室効果ガス(二酸化炭素)排出量に占める割合の高い家庭、事業所(市役所を含む)における対策を推進する

温室効果ガス(二酸化炭素)の排出量の約7割を占める家庭や事業所(市役所を含む)からの排出を削減していくため、民生家庭部門及び民生業務部門における対策を特に重視し、市民・事業者の行動促進を図るとともに、市役所における対策を更に推進します。

##### ⑤ 新型コロナウイルス感染症を契機とした経済・社会システムの変化、「新しい生活様式」を踏まえた対策を推進する

新型コロナウイルス感染症対策により変化が進む「新しい生活様式」が調布市の地球温暖化対策に及ぼす影響を踏まえ、施策を進めます。

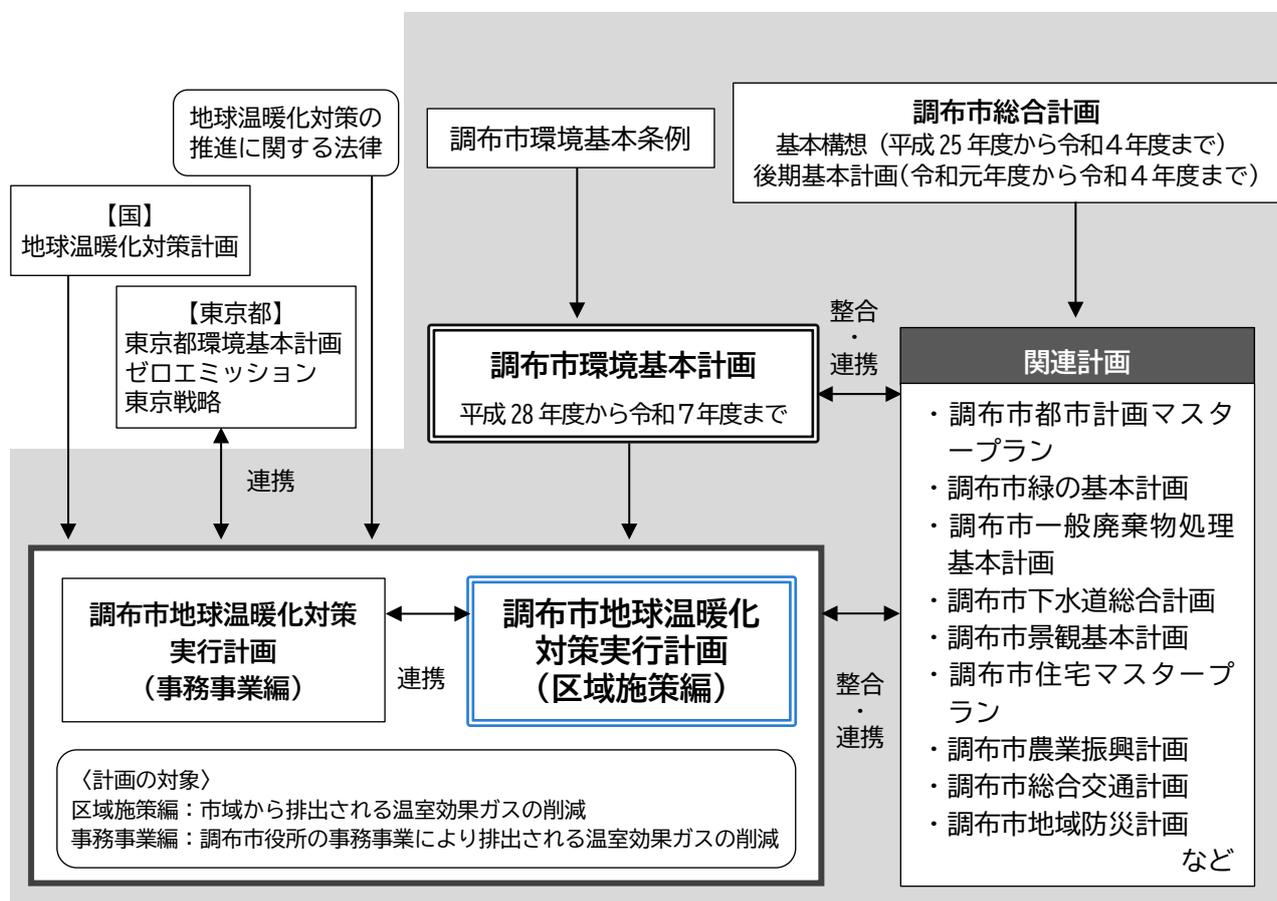
## 1. 2 計画の概要

### (1) 計画の目的

本計画は、調布市の現状と地域特性を踏まえ、市民・市民団体・事業者・市が、各々の役割に応じた取組を総合的かつ計画的に推進していくことで、市域から排出される温室効果ガスを削減することを目的とします。

### (2) 位置付け

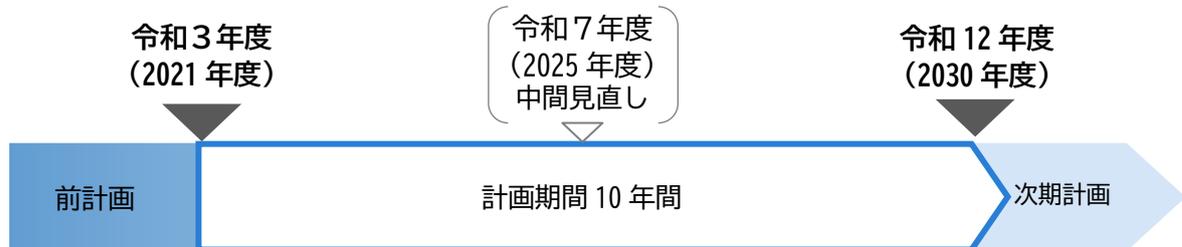
本計画は、調布市環境基本計画を上位計画とする地球温暖化分野の個別計画であり、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）第19条第2項に基づき、市町村が策定及び実施するよう努めるものとされている「温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策」に該当するものです。



### (3) 計画期間

国が掲げる長期的な目標である令和32（2050）年を見据えつつ、本計画の計画期間は令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間とします。

令和7（2025）年度に上位計画である調布市環境基本計画の計画期間が満了することから、令和7（2025）年度に中間見直しを行うことも視野に入れます。



### (4) 対象とする地域・温室効果ガス

本計画は、調布市全域を対象とします。

対象とする温室効果ガスは、温対法が対象とする7物質とします。

ただし、削減目標は、市民・事業者の行動が大きく関わる「二酸化炭素」を対象に設定します。

温室効果ガス	主な排出源・用途
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	化石燃料の燃焼等
メタン (CH <sub>4</sub> )	稲作, 家畜の腸内発酵, 廃棄物の埋め立て等
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	燃料の燃焼, 工業プロセス等
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	スプレー, エアコンや冷蔵庫などの冷媒, 化学物質の製造プロセス, 建物の断熱材等
パーフルオロカーボン類 (PFCs)	半導体の製造プロセス等
六ふっ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	電気の絶縁体等
三ふっ化窒素 (NF <sub>3</sub> )	半導体の製造プロセス等

## (5) 部門の設定

部門の設定は、次の5部門とします。

部門	内容
産業部門	農業，建設業，製造業のエネルギー消費に伴う排出
民生家庭部門	家庭のエネルギー消費に伴う排出
民生業務部門	事務所・ビル，商業・サービス業施設のほか，他のいずれの部門にも帰属しないエネルギー消費に伴う排出
運輸部門	自動車（自家用自動車を含む），鉄道のエネルギー消費に伴う排出
廃棄物部門	廃棄物（廃プラスチック，合成繊維）の焼却に伴い発生する排出

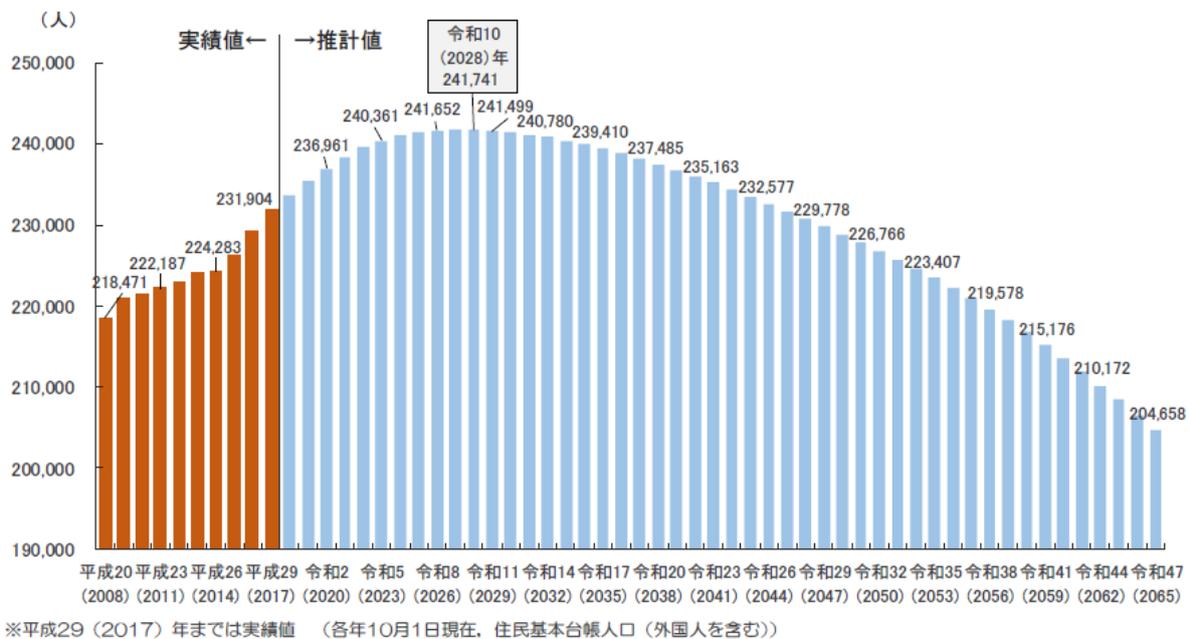
## 第2章 調布市の地域特性と地球温暖化対策の課題

### 2.1 地域特性

#### (1) 人口・世帯数の動向

調布市の人口、世帯数は、令和2（2020）年1月1日現在、237,054人、120,286世帯です。

将来人口は、令和10（2028）年に約242,000人でピークを迎えた後、減少に転じる見込みです。



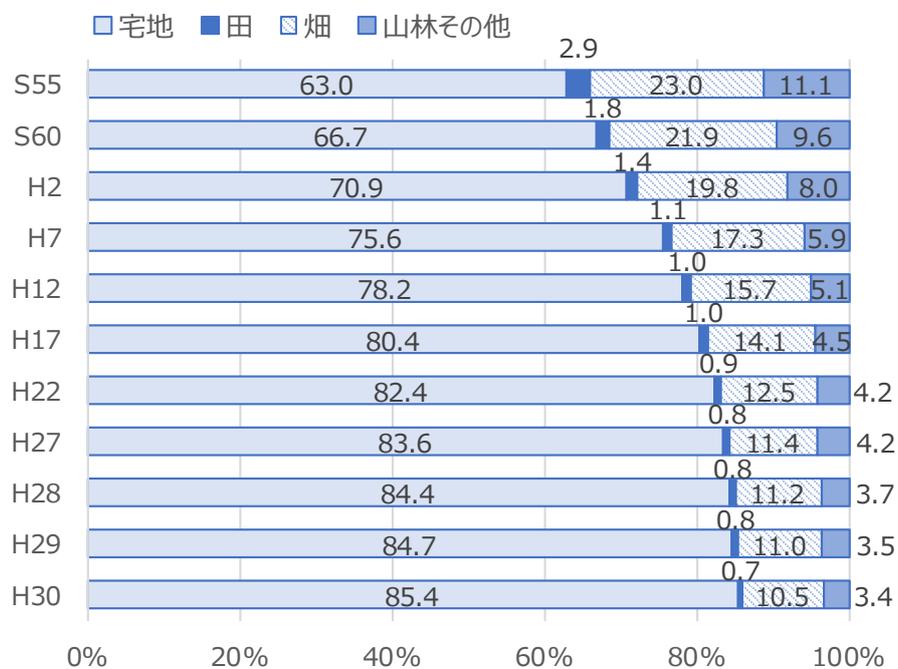
#### 調布市の将来人口推計

出典：「調布市基本計画(令和元年度から令和4年度まで)」(平成30(2018)年3月 調布市)

## (2) 土地利用

土地利用は、宅地が全体の85.4%を占めています。

人口増加を背景とした宅地化により、田、畑、山林その他は減少傾向にあります。



地目別土地利用面積の構成比の推移

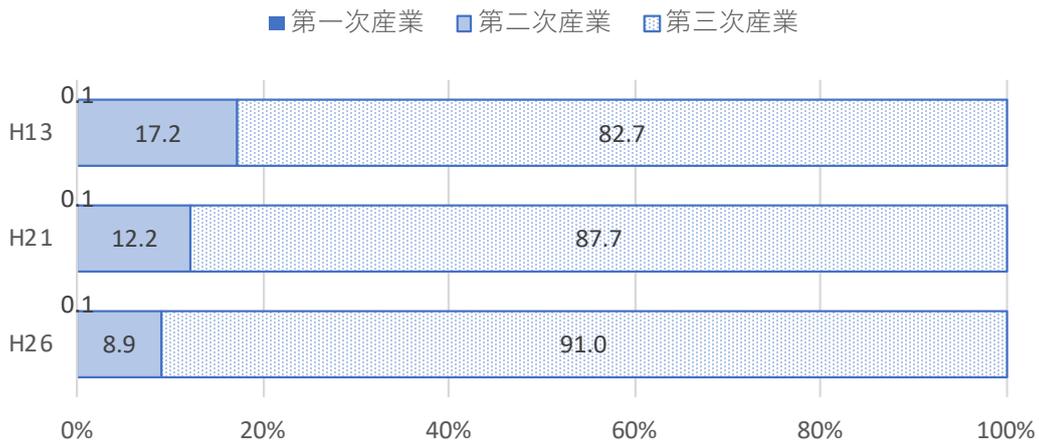
出典：「調布市統計書（平成30年版）」

### (3) 産業

平成 26 (2014) 年時点における市内の産業従事者数は 78,827 人です。

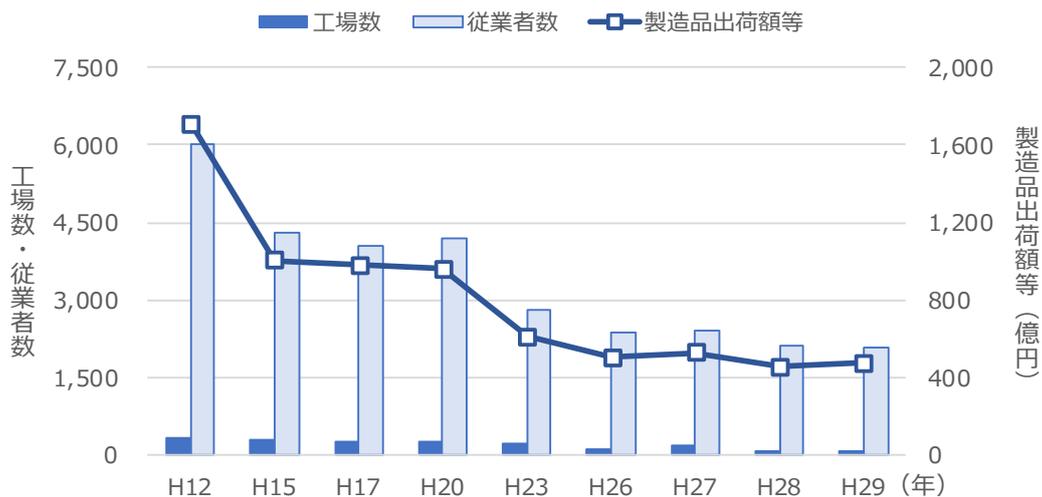
産業分類別の内訳は、金融業、医療・福祉・教育などのサービス業や、外食産業・情報通信産業で構成される第三次産業 (91.0%) が最も多く、続いて製造業、建設業、工業などの第二次産業 (8.9%)、農業、林業、水産業などの第一次産業 (0.1%) となっています。

これらのうち、製造業については、工場数、従業者数、製造品出荷額とも、全体的に減少傾向にあります。



産業従事者の内訳

出典：「調布市統計書 (平成 18 年版)」, 「調布市統計書 (平成 26 年版)」, 「経済センサス基礎調査 (平成 26 年)」



工場数・従業者数・製造品出荷額等の推移

出典：「調布市統計書 (平成 27 年版)」, 「工業統計調査」 (平成 26~30 年 東京都)

#### (4) 交通

市内の自動車交通は、市域の中央を走る国道 20 号（甲州街道）を大動脈とし、東西・南北を結ぶ幹線道路網が発達しています。

鉄道については、市内 9 駅の鉄道利用者数（1 日平均）の合計は約 39 万 8 千人（平成 30（2018）年度現在）で、平成 24（2016）年度以降、増加が続いています。

また、鉄道以外の公共交通機関として、小田急及び京王の路線バス、調布市ミニバス 3 路線が運行され、年間延べ 97 万人前後が利用しています。

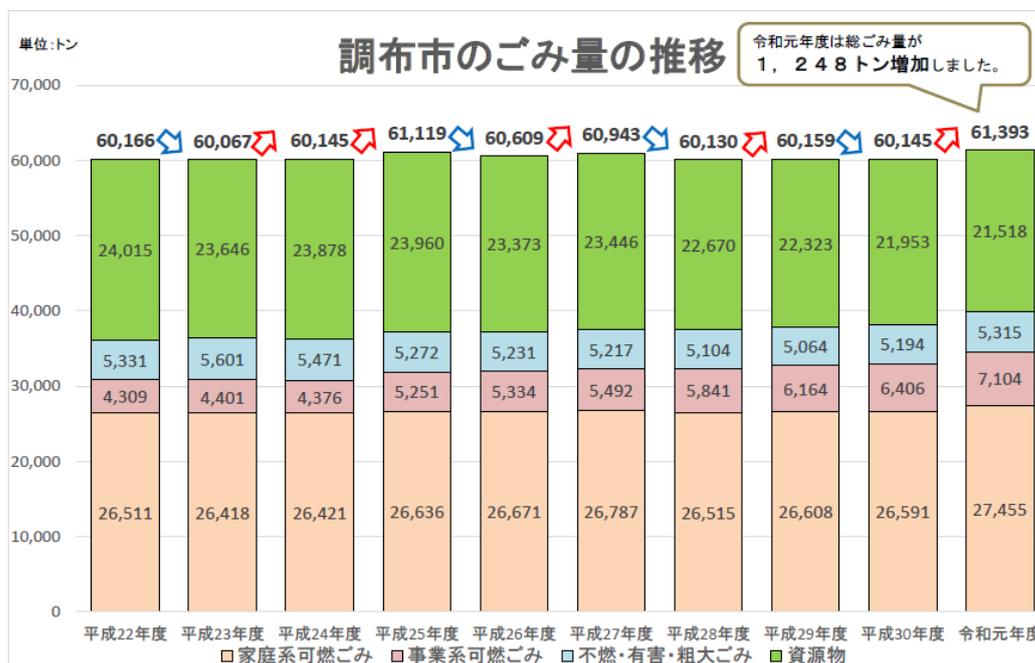
令和元（2019）年度からは、電動アシスト自転車のシェアサイクル事業の実証実験を開始し、自転車利用の促進が図られています。

#### (5) 廃棄物

令和元（2019）年度に調布市で出された総ごみ量は 61,393 トンで、近年横ばいの状況となっています。

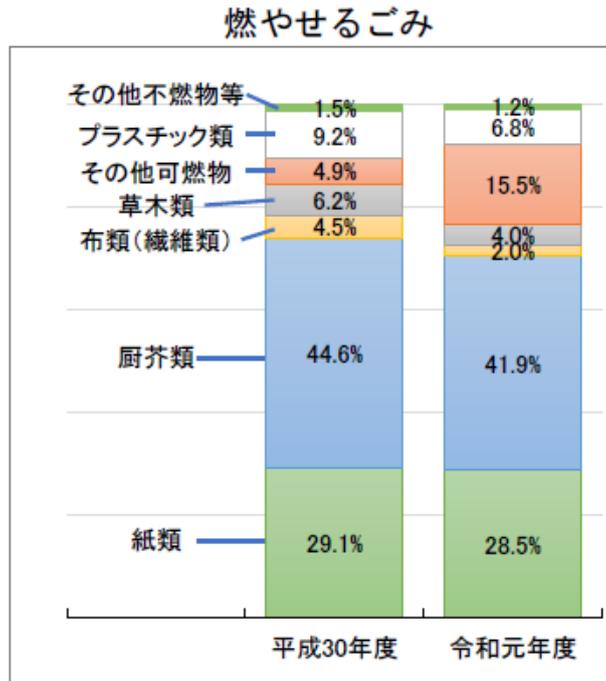
家庭系ごみ原単位（市民一人一日当たりの家庭系ごみ排出量）は減少傾向でしたが、平成 30（2018）年度（370.8g）から令和元（2019）年度（378.0g）にかけては約 2%増加に転じています。

「燃やせるごみ」のうち、10%弱をプラスチック類が占めています。



調布市のごみ量の推移

出典：調布市環境部ごみ対策課資料



※汚れの落ちない「容器包装プラスチック」について、平成31(2019)年4月から分別区分を「燃やせないごみ」から「燃やせるごみ」に変更。

家庭系ごみ等の組成

出典：令和元年度第5回調布市廃棄物減量及び再利用促進審議会資料

## 2.2 温室効果ガス排出量（二酸化炭素）及びエネルギー消費量の動向

### (1) 温室効果ガス排出量の算定方法

東京都の地域特性を踏まえた原単位が用いられ、都全体、他市との比較も可能なオール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」による「温室効果ガス排出量算定手法に関する説明書（2020年3月）」をもとに算定した値を用います。

排出量に占める割合の高い二酸化炭素については、下表に示した方法で算定されています。

二酸化炭素排出量の算定対象とする部門と算定方法の概要

部門		電力・都市ガスエネルギーの算定方法	電力・都市ガス以外のエネルギーの算定方法
産業	農業 水産業	農業は都のエネルギー消費原単位に活動量（農家数）を乗じる。 水産業は島しょ地域のみ算定とし、エネルギー消費原単位に活動量（漁業生産量）を乗じる。	
	建設業	都の建設業エネルギー消費量を建築着工延床面積で案分する。	
	製造業	■電力：「電力・都市ガス以外」と同様に算出する。 ■都市ガス：工業用供給量を計上する。	都内製造業の業種別製造品出荷額当たりエネルギー消費量に当該市区町村の業種別製造品出荷額を乗じることにより算出する。
民生	家庭	■電力：電灯使用量から家庭用を算出する。 ■都市ガス：家庭用都市ガス供給量を計上する。	LPG、灯油について、世帯当たり支出（単身世帯、二人以上世帯を考慮）に、単価、世帯数を乗じ算出する。なお、LPGは都市ガスの非普及エリアを考慮する。
	業務	■電力：市区町村内総供給量のうち他の部門以外を計上する。 ■都市ガス：業務用を計上する。	都の建物用途別の延床面積当たりエネルギー消費量に当該市区町村内の延床面積を乗じることにより算出する。延床面積は、固定資産の統計、都の公有財産等都の統計書や、国有財産等資料から算出する。
運輸	自動車	—	特別区、多摩地域では、都から提供される二酸化炭素排出量を基本とする。島しょ地域においては、エネルギー消費原単位に活動量（自動車保有台数）を乗じる。
	鉄道	鉄道会社別電力消費量より、乗降車人員別エネルギー消費原単位を計算し、市区町村内乗降車人員数を乗じることにより算出する。	2019年度現在、貨物の一部を除き、都内にディーゼル機関は殆どないため、無視する。
一般廃棄物		—	廃棄物発生量を根拠に算出する。

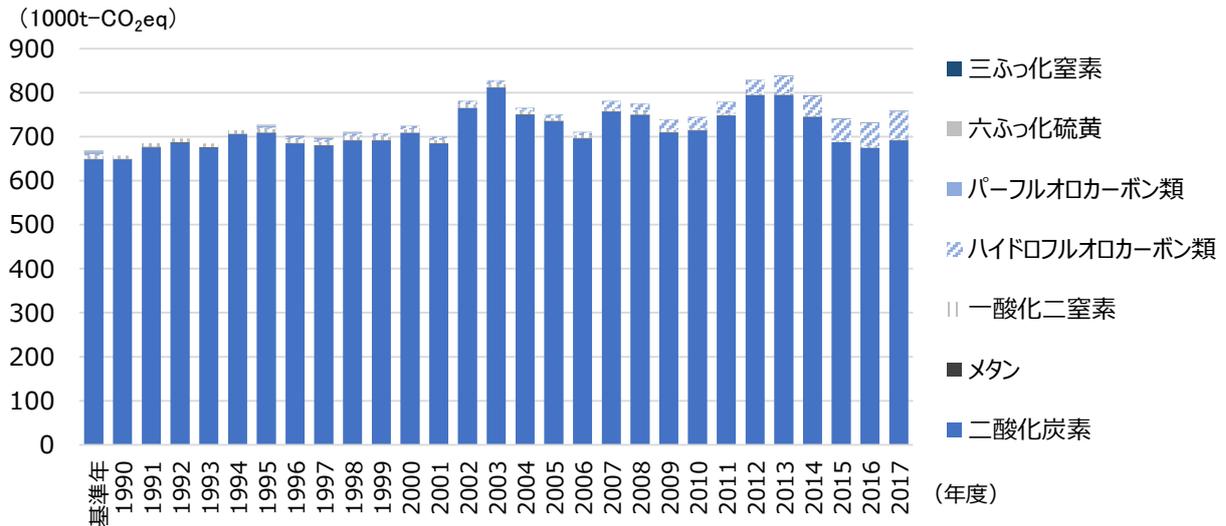
出典：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」関連資料

## (2) 温室効果ガス排出量の現状

### ① 温室効果ガス排出量の推移

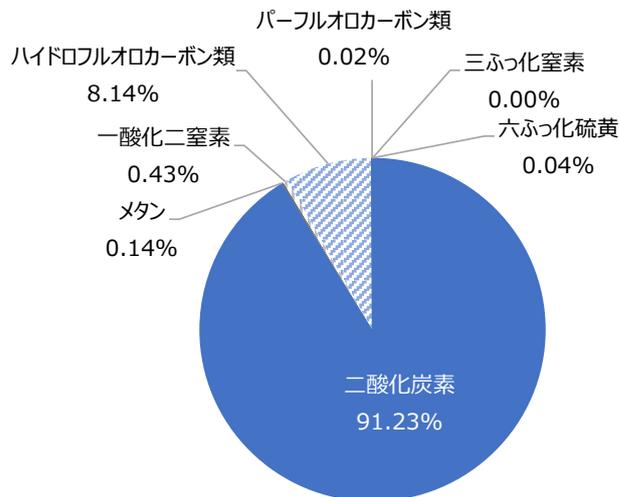
市内の温室効果ガス排出量は、平成 25 (2013) 年度以降減少傾向にあります。平成 29 (2017) 年に微増しています。

温室効果ガス排出量のうち、二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>) が約 91% を占めています。



調布市内の温室効果ガス排出量の推移

出典：東京都提供資料



平成 29 (2017) 年度の温室効果ガス排出量の内訳

出典：東京都提供資料

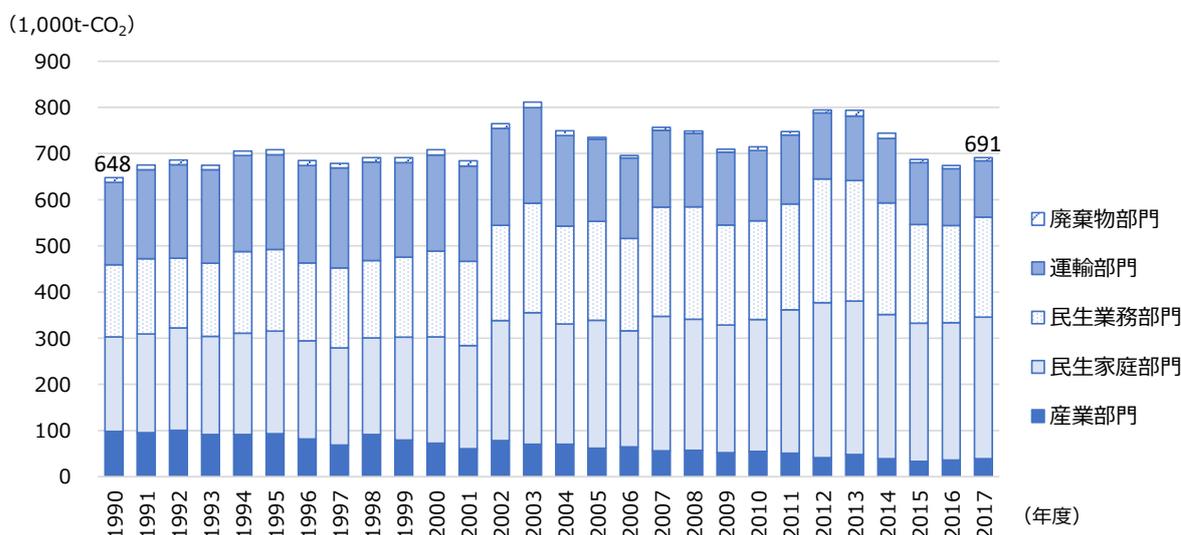
## ② 二酸化炭素排出量及びエネルギー消費量の動向

市域の二酸化炭素排出量に占める割合が高いのは、市民の日常生活、事業者の活動に当たる民生家庭部門、民生業務部門からの排出であり、全体の3/4を占めています。

二酸化炭素排出量は、購入電力、ガス、ガソリンなどのエネルギー消費量に、エネルギー源ごとの二酸化炭素排出係数を乗じて算出されます。このうち購入電力の二酸化炭素排出係数は、発電の方法により異なるため、原子力発電所の稼働状況などにより変動します。二酸化炭素排出量の多い平成14～15（2002～2003）年度、平成23～24（2011～2012）年度は、購入電力の二酸化炭素排出係数の数値が大きくなった時期に当たります。

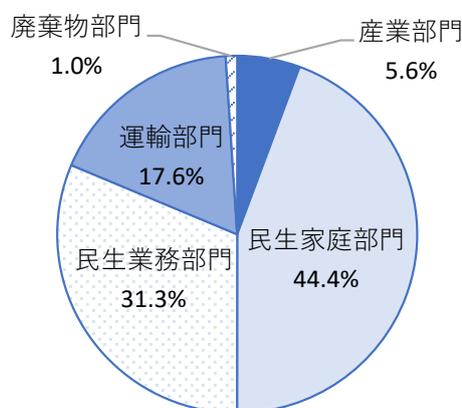
東日本大震災の翌年に当たる平成24（2012）年度以降は、二酸化炭素排出量は減少傾向にあり、震災以降、省エネルギーの取組が進んだことが背景にあると考えられます。

平成28（2016）年度から平成29（2017）年にかけての微増は、厳冬による暖房機器の使用増加が一因と考えられます。



調布市における二酸化炭素排出量の推移

出典：東京都提供資料

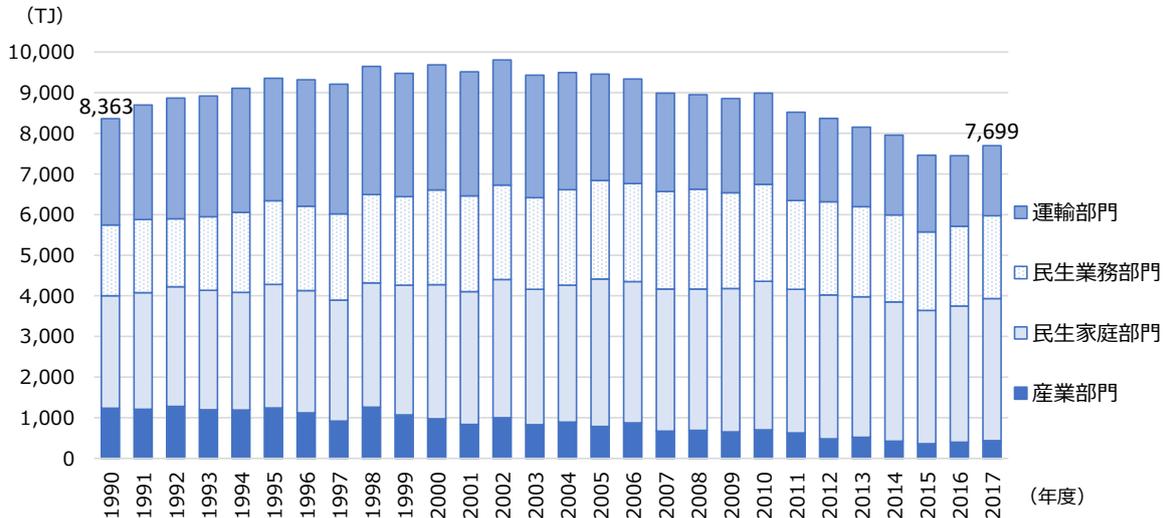


調布市における平成29（2017）年度の二酸化炭素排出量の部門別割合

出典：東京都提供資料

エネルギー消費量について、近年、減少傾向にあります。

平成 28 (2016) 年度から平成 29 (2017) 年にかけての微増は、前ページで述べたように、厳冬による暖房機器の使用増加が一因と考えられます。



調布市における部門別エネルギー消費量の推移

出典：東京都提供資料

### ③ 部門別の二酸化炭素排出量及びエネルギー消費量

国の地球温暖化対策計画の削減目標の基準となっている平成 25 (2013) 年度以降の調布市の部門別二酸化炭素排出量を見ると、すべての部門の排出量が平成 25 (2013) 年度と比較し、平成 29 (2017) 年度は減少しています。エネルギー消費量については、民生家庭部門を除き減少しています。

二酸化炭素排出量に占める割合の高い民生家庭部門及び民生業務部門におけるエネルギー消費に着目すると、世帯当たり、事業所の延床面積当たりのエネルギー消費量はともに減少傾向にあり、家庭や事業所における省エネルギー行動や設備機器の高効率化が進んだことが背景にあると考えられます。

平成 25 (2013) 年度以降の部門別二酸化炭素排出量の推移

部門	年度					H25からH29の間の増減	
	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	排出量の 増減	増減率
産業部門	48	38	33	36	39	-9	-18.9%
民生家庭部門	332	313	299	298	307	-25	-7.7%
民生業務部門	261	242	214	210	216	-45	-17.1%
運輸部門	140	140	134	123	122	-18	-12.9%
廃棄物部門	13	12	7	7	7	-6	-44.4%
合計	794	744	687	674	691	-103	-13.0%

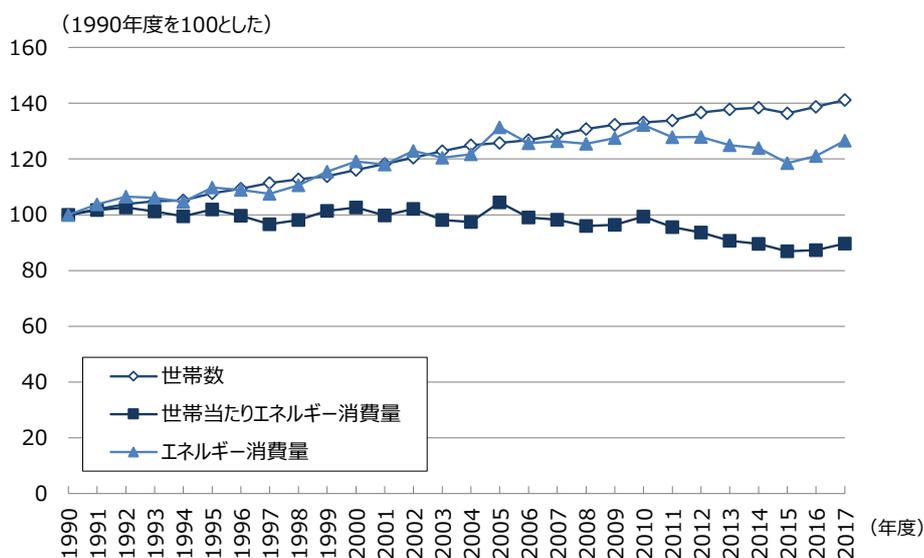
出典：東京都提供資料

平成 25 (2013) 年度以降の部門別エネルギー消費量の推移

単位：TJ

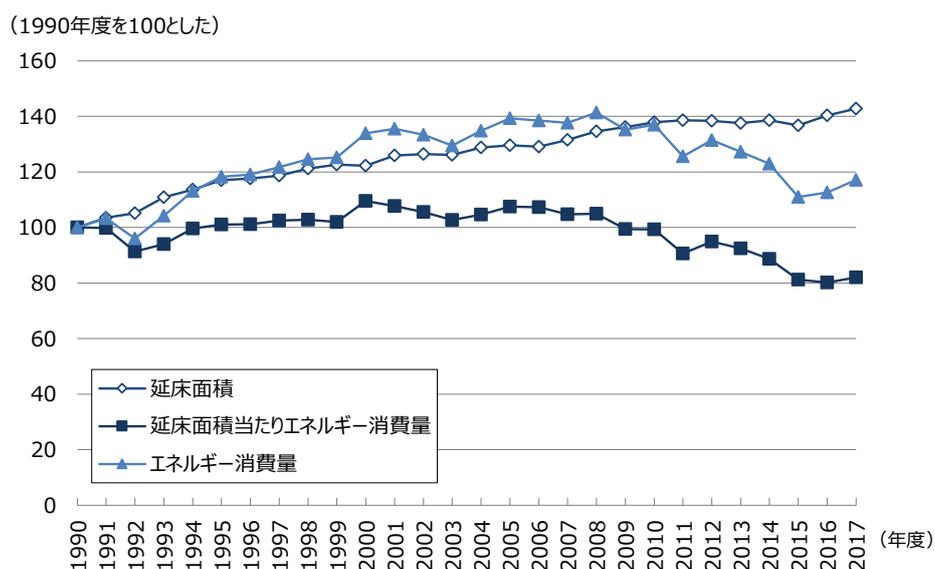
部門	年度					H25からH29の間の増減	
	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	エネルギー消費量の増減	増減率
産業部門	517	419	361	398	432	-85	-16.5%
民生家庭部門	3,459	3,429	3,281	3,351	3,502	43	1.2%
民生業務部門	2,218	2,142	1,934	1,962	2,042	-176	-7.9%
運輸部門	1,958	1,969	1,889	1,737	1,724	-234	-11.9%
合計	8,152	7,959	7,465	7,448	7,699	-452	-5.5%

出典：東京都提供資料



民生家庭部門における世帯当たりエネルギー消費量の推移

出典：東京都提供資料



民生業務部門における延床面積当たりのエネルギー消費量の推移

出典：東京都提供資料

## 2.3 調布市におけるこれまでの取組

調布市では、平成22(2010)年3月に「調布市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」(以下「前計画」という。)を策定し、市民・事業者・市等の連携・協働により施策を推進してきました。

### (1) 前計画の施策体系及び各施策の主な実績

#### ① 施策体系

前計画は、3つの柱の下に6つの施策を設定し、市民・事業者による省エネルギー行動の促進、機器・設備の省エネルギー化、市役所における対策等を進めてきました。

3つの柱	施策
1. 使わない!減らす! ⇒必要なものだけを購入し、大切に使う	施策1: ちょうふエコライフの推進
	施策2: 省エネ機器・設備の導入促進
2. かえる! (変える・替える・代える・還る)	施策3: ちょうふエコ・オフィスの普及・拡大
	施策4: 大規模事業所におけるCO <sub>2</sub> 削減の推進
3. 参加する!	施策5: 公共施設のエネルギー削減
	施策6: 地域でのちょうふエコチャレンジの展開

前計画の施策体系

## ② 前計画に基づく各施策の主な実績

### 施策1 ちょうふエコライフの推進

- 市報による啓発
- 市ホームページによる啓発（国・都の制度の広報含む）
- 広報誌ザ・リサイクルによる啓発
- 調布FMによる啓発
- ごみリサイクルカレンダーによる啓発
- ゴーヤ・アサガオ等の種配布
- ゴーヤの苗配布
- エコ・クッキング講座の開催
- 環境フェアの開催
- 調布未来のエネルギー協議会による啓発（セミナー、上映会、ソーラー工作教室の開催等）
- 「みんなで環境を考える共同行動」の実施（オール東京 62 市区町村共同事業：H23-25 年度）
- マイバックの配布
- ごみ減量の推進（ごみ対策課）

**わたしちがができること**

●「エコ・クッキング」  
エコ・クッキングとは、「食へのエネルギーを大切に」「ごみを減らす」「水を汚さない」などの環境のことを考えて、「買い物」「片付け」をすることです。これによりCO<sub>2</sub>の排出量を減らすことができます。

① 買い物…物のものを選ぶ  
野菜や果物が自然に多くとれる時期を「旬（しゅん）」といわれます。旬ではない野菜やくだものは、輸送する際にエネルギーを多く使っているため、旬のものを優先することは、CO<sub>2</sub>の排出量を減らすことにつながります。

② 調理…エネルギーを上手に使おう  
調理のほとんどは加熱をしています。加熱のために使うエネルギーを減らすことができれば、CO<sub>2</sub>の排出量を減らすことができます。できる限り加熱を多く加熱して、使うエネルギーを減らしましょう。

③ 片付け…水を汚さない洗いやゴミの捨て方を工夫しよう  
片付けのときは水をできるだけ汚さないようにしましょう。また、ゴミを捨てる時はゴミ袋をしっかりと縛って捨てるようにしましょう。水を汚さないこと、ゴミを正しく捨てることは、CO<sub>2</sub>の排出量を減らすことに繋がります。

これらも地球のためにみんなができることを取り組んでね！

**地球温暖化特集**

雨の降り方が変わってきた？  
雨の強さ「ミリ」って何？  
1時間雨量と降り方  
短い時間で強い雨  
地球温暖化が原因かも？

年	1時間雨量50mm以上の発生回数
1998	1
1999	1
2000	1
2001	1
2002	1
2003	1
2004	1
2005	1
2006	1
2007	1
2008	1
2009	1
2010	1
2011	1
2012	1
2013	1
2014	1
2015	1
2016	1
2017	1

環境情報誌「みらいへつなごう～ちょうふのかんきょう～」による啓発



親子向けエコ・クッキング講座



環境フェア会場におけるゴーヤの苗配布

施策2 省エネ機器・設備の導入促進

- 国や東京都補助事業の広報
- 市報による啓発
- 市ホームページによる啓発（国・都の制度の広報含む）
- 広報誌ザ・リサイクルによる啓発
- 調布FMによる啓発
- ごみリサイクルカレンダーによる啓発
- 地球温暖化対策住宅用機器購入費補助金の交付
- 太陽光発電設備取付等補助金の交付
- コミュニティサイクルの試行実施
- シェアサイクルの実証実験の実施
- 熱損失防止（省エネ）改修住宅に対する固定資産税の減額
- 道路の遮熱性・保水性・透水性舗装の導入

**調布市 よりよい住まいづくり応援制度  
太陽光発電設備等取付け等補助のご案内**

**よりよい住まいづくり応援制度とは？**  
「よりよい住まいづくり応援制度」とは、調布市民の居住環境を向上させるため、安全で快適な住まいの確保を促進する制度です。  
太陽光発電設備等取付け等補助は、この制度の一つで、環境負荷の軽減と高層の向上を図ることを目的とした以下の工事に要した費用の一部を補助しています。

**補助対象工事と補助内容**

(1) 太陽光発電設備の設置工事  
公称最大出力1kwあたり2、5万円（上限10万円）  
※1kw未満の箇数があるときは小数点第3位を切り捨てた出力

(2) 太陽熱利用機器の設置工事  
補助対象工事総額の10%（上限10万円）  
※1000円未満の箇数があるときは、これを切り捨てた額

**申込み資格等**

(1) 補助対象住宅  
対象となる住宅は、市内の個人住宅及び併用住宅（新築も可）

(2) 補助対象  
① 対象住宅の所有者かつ居住者  
（所有者と居住者が異なる場合は申請前にお問合せください）  
② 納期の経過した市税を完納している方

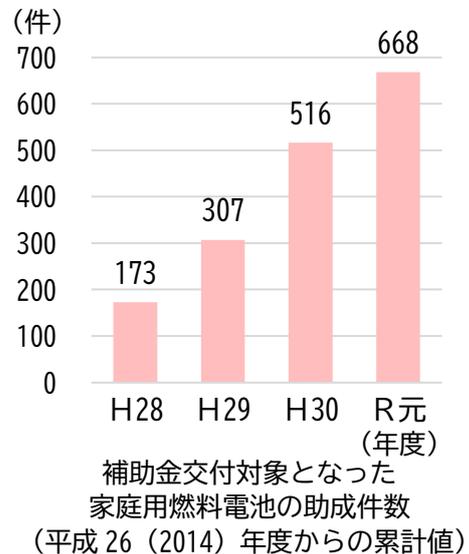
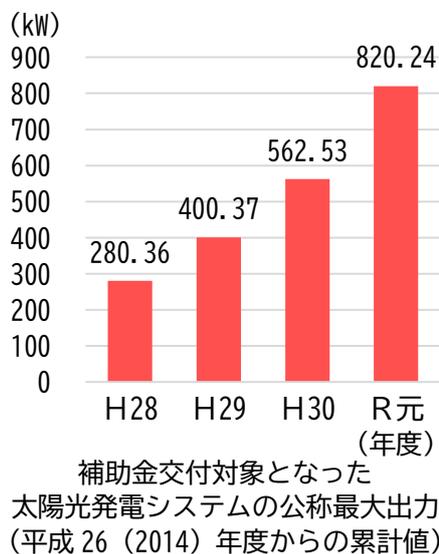
(3) 補助対象工事  
① 調布市以外の制度により補助金等の交付を受けておらず、かつ、交付を受けていないもの  
② 過去に同制度かつ同機器の補助を受けていないこと  
③ 機器により発生した電力または温水等が、住宅の住居の用に供する部分で使用されていること  
④ 補助対象工事が完了した日から3ヶ月以内であること  
（新築においては引渡し日を設備完了日とする）  
※工事完了後3ヶ月を経過した場合はしんせ  
申請時の必要書類等は裏面をご確認ください。  
※予算が無くなり次第、受付終了となります。





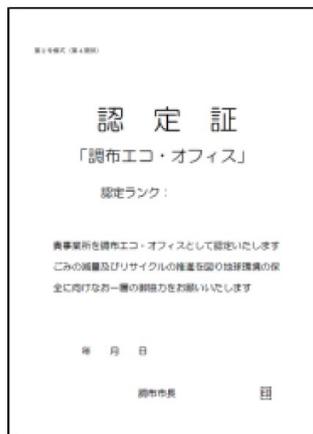
調布駅前広場に整備した遮熱性舗装

太陽光発電設備取付等補助金の案内



### 施策3 ちょうふエコ・オフィスの普及・拡大

- 市報による啓発
- 市ホームページによる啓発（国・都の制度の広報含む）
- 調布エコ・オフィス制度の実施
- ごみ減量・リサイクル協力店制度の実施
- 「みんなで環境を考える共同行動」の実施（オール東京 62 市区町村共同事業：H23-25 年度）
- 建築物省エネ法制度による「規制措置」と「誘導措置」の実施



「調布エコ・オフィス」認定証とエコシール



リサイクル協力店ポスター

### 施策4 大規模事業所におけるCO<sub>2</sub>削減の推進

- 国や東京都補助事業の広報
- フロン排出抑制法の周知
- スマートエネルギーの研究

### 施策5 公共施設のエネルギー削減

- 公共施設へのLED照明器具の導入
- 街路灯LED化推進計画の策定（令和元年4月）及び街路灯のLED化の推進
- 低燃費・低公害車の導入
- 公共施設の屋根貸しによる太陽光発電事業の推進
- 公共施設における太陽光発電システムの導入（自家消費用）
- 壁面緑化の推進
- 校庭の芝生化の推進
- マイバツクの配布
- 調布市環境調整協議会の部会である地球温暖化対策推進部会を設置し、庁内の省エネルギー改修の取組を推進できる仕組みを構築
- 省エネ法に基づく公共施設におけるエネルギー使用の合理化の促進
- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例「温室効果ガス排出量総量削減義務と排出量取引制度」に基づく、文化会館たづくりを含む近接隣接した4つの公共施設における二酸化炭素排出量の削減取組の推進
- 省エネルギー診断の実施
- 環境マネジメントシステムによる市役所の環境配慮推進
- 調布市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づく二酸化炭素排出量の削減取組の推進



公共施設の屋根貸しによる太陽光発電事業



校庭の芝生化

出典：調布市教育委員会ホームページ

## 施策6 地域でのちようふエコチャレンジの展開

- 環境年次報告書による、取組状況の報告・公表
- 公共施設の屋根貸しによる太陽光発電事業の市ホームページによる発電実績の公表
- 「みんなで環境を考える共同行動」の実施（オール東京 62 市区町村共同事業：H23-25 年度）
- 建築物省エネ法制度による「規制措置」と「誘導措置」の実施
- オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」による温室効果ガス排出量の数値公表



環境年次報告書

月	令和元年度実績発電量 単位(kWh)	令和元年度計画発電量 単位(kWh)	計画進捗(パーセント)
4月	109,476	99,902	109.6
5月	121,619	106,183	114.5
6月	91,239	87,992	103.7
7月	77,193	94,151	82.0
8月	102,593	102,772	99.8
9月	85,493	74,932	114.1
10月	61,308	71,065	86.3
11月	64,708	64,538	100.3
12月	49,659	66,974	74.2
1月	72,014	74,502	96.7
2月	65,974	76,966	85.7
3月	96,810	89,503	108.2
累計	998,095	1,009,480	98.9

公共施設の屋根貸しによる  
太陽光発電事業の発電実績公表

## (2) 削減目標の達成状況

前計画は、平成2（1990）年度を基準年度とし、計画終了年度（令和2・2020）に市域の温室効果ガス排出量を基準年度（平成2・1990）比で25%削減（209,898t-CO<sub>2</sub>）することを計画期間の目標としていました。

市域からの温室効果ガス排出量は、平成29（2017）年度現在、757,584t-CO<sub>2</sub> eqです。人口・世帯数の増加や事務所や店舗の床面積の増加等を背景に、基準年度（平成2（1990）年度）の温室効果ガス排出量（666,882t-CO<sub>2</sub> eq）から13.6%増加しており、目標とする基準年度比25%削減の達成は困難な見込みです。

前計画の目標と現況

	基準年度	策定時の現状	計画期間目標	現況※
	平成2 (1990)	平成18 (2006)	令和2 (2020)	平成29 (2017)
温室効果ガス排出量 (t-CO <sub>2</sub> eq)	666,882	710,059	500,161	757,584
基準年度比	—	—	-25%	+13.6%

※ オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」において算出・公表。数値は2年遅れの公表となる。

## 2. 4 地域特性を踏まえた今後の課題

地球温暖化対策をめぐる近年の動向及び調布市の地域特性を踏まえ、次の課題に対応していく必要があります。

### ① 地球温暖化対策に関する国内外の動向への対応

「パリ協定」を受け、国、東京都は、それぞれ2030年度（または年）の削減目標を設定しています。さらに、2050年もしくはそれ以降のできる限り早期に実現する社会の目標像として、温室効果ガス（二酸化炭素）の排出を実質ゼロとする「脱炭素社会」、「ゼロエミッション」をめざすことが示されています。

➡国、東京都が掲げる2030年度（または年）の削減目標の達成、長期的な目標像である脱炭素社会、ゼロエミッションの実現に貢献すべく、これらの動向を踏まえた新たな削減目標を設定し、対策を進める必要があります。

### ② 家庭、事業所における地球温暖化対策の促進

調布市における平成29（2017）年度の温室効果ガス排出量の約91%を二酸化炭素が占めており、その約3/4は、民生家庭部門及び民生業務部門から排出されています。

家庭や事業所における省エネルギー化によって、世帯当たり、事業所の延床面積当たりのエネルギー消費量は減少傾向にあるものの、新型コロナウイルスを契機とした暮らし方、働き方の変化が、テレワークによる在宅時間の増加による家庭のエネルギー消費量の増加などに影響する可能性があります。

➡アフターコロナ・with コロナのライフスタイル、ワークスタイルを考慮しつつ、個々の家庭、事業所における省エネルギー機器の普及、再生可能エネルギーの活用促進を更に進める必要があります。

### ③ 環境に配慮したまちづくりの推進

「脱炭素社会」の実現に向けては、個々の設備機器、建物における対策に加え、地域においてエネルギーを融通し、効率よく利用できるシステムの導入を進めていくことも必要であり、本市では、大学、事業者等の協力のもと、調布駅周辺の地域エネルギー利用効率化に向けた検討を始めています。

エネルギー消費量の少ない公共交通や、シェアサイクルを含む自転車の利用促進、低公害・低燃費車の導入促進について引き続き取り組むとともに、居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成（ウォークアブルなまちづくり）を進めることで、徒歩や自転車による移動を促進していくことも重要です。

さらに、公園や都市農地、崖線樹林地などのまとまった緑は、ヒートアイランド現象による気温上昇の緩和などの面で、間接的に地球温暖化対策にも貢献しており、保全・創出が必要です。

➡地域におけるエネルギーの効率的利用、交通などに活用に着目して、まちづくりにおける地球温暖化対策を進めていくことが必要です。

#### ④ 市役所における率先した対策

市役所では、調布市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度(キャップ&トレード制度)」により、省エネルギー化を図り、削減義務を果たしてきました。

しかし、職員の勤務体制の変化による空調機器や照明の稼働時間の延長、事務事業や個人情報保護のために行った電子機器の増設、施設利用者の増加等に伴う空調設備の新設や空調負荷の増大が生じています。

➡現状を踏まえつつ、市民、事業者の模範となるべく、市役所における率先的な取組を今後も実行していくことが必要です。

#### ⑤ 気候変動による影響への適応策の推進

気候変動による影響により、全国的に大雨の回数、猛暑日・真夏日・熱帯夜の年間日数等が増加しています。調布市においても令和元(2019)年に強大な台風による浸水等の被害が発生するなど、気候変動による影響が徐々に顕在化しています。

国の「気候変動適応計画」により、地方公共団体においても気候変動による影響への適応に向けた取組が求められています。

➡調布市はこれまでも雨水浸透・貯留の促進など都市型水害への対策、熱中症対策などに取り組んできましたが、気候変動による影響への対策を更に進めることが必要です。

#### ⑥ 地球温暖化対策分野における市民・市民団体・事業者との協力・連携

調布市では、公共施設の屋根貸しによる太陽光発電事業を、市民主体の協働事業者と進めています。また、「ちょうふ環境市民会議」が中心となって、雑木林の保全活動をはじめとする様々な普及啓発活動や環境団体との交流会などを実施しています。

➡これらの活動実績を活かしつつ、地球温暖化対策分野における市民・市民団体・事業者との協力・連携を進めていくことが必要です。